

令和5年度 一般会計予算
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

(歳入) 市町村交付金（社会保障財源化分）	118,000千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費	1,241,388千円

■ 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	393,518	251,193	0	0	26,917	115,408
			3 老人福祉費	178,587	9,523	0	4,579	31,109	133,376
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	274,217	181,115	0	10,000	15,717	67,385
			2 児童措置費	120,375	97,342	0	0	4,356	18,677
		(小計)			966,697	539,173	0	14,579	78,099
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	181,853	51,968	0	0	24,565	105,320
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	20,295	3,023	0	0	3,267	14,005
			2 予防費	53,581	831	0	2,811	9,445	40,494
			4 母子保健費	18,962	4,996	0	90	2,624	11,252
			(小計)			92,838	8,850	0	2,901
計				1,241,388	599,991	0	17,480	118,000	505,917

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。